

令和 2 年 12 月 11 日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

令和2年12月11日（金曜日）午前10時開会

出席委員（6名）

阿部 かほる 委員長

辻 畑 めぐみ 副委員長

西村 勝男 委員

伊藤 博章 委員

小野 幸男 委員

小高 洋 委員

出席議長団（1名）

曾我 ミヨ 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤 光樹

健康福祉部長 阿部 徳和

健康福祉部次長
兼社会福祉事務所長
兼生活福祉課長 吉岡 一浩

健康福祉部
子育て支援課長 小倉 知美

健康福祉部
健康推進課長 櫻下 真子

副市長 佐藤 洋生

市立病院事務部長 本多 裕之

市立病院事務部次長
兼業務課長
兼経営改革室長 並木 新司

健康福祉部
長寿社会課長 志野 英朗

健康福祉部
保険年金課長 長峯 清文

事務局出席職員氏名

事務局長 武田 光由

議事調査係主査 平山 竜太

議事調査係長 石垣 聡

議事調査係主査 工藤 貴裕

会議に付した事件

議案第 7 2 号 塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 7 4 号 令和 2 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 7 5 号 令和 2 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 7 6 号 令和 2 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第 8 1 号 塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について

請願第 3 号 国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願

午前10時00分 開会

○阿部委員長 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございませんので、ご案内申し上げます。

本日の審査の議題は、議案第72号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第75号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第76号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」、並びに、請願第3号「国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第72号、第74号ないし第76号、第81号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。本日、民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例など、合計5件でございます。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお聞き取りをいただき、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 それでは、議案第72号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明させていただきます。

資料No.5「第4回市議会定例会議案資料」の5ページ、6ページをお開き願います。

国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、今回の制度改正では、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担制度について、不利益が生じないようにするため、地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

2つ目、減額の対象でございますが、塩竈市の国民健康保険の被保険者で、一定の給与所得者及び公的年金等の支給を受けている方が対象となります。

3つ目、改正する具体的な内容でございますが、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち、一定の給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える見直しを行うものでございます。

4、該当世帯軽減判定基準の具体的な事例でございますが、国民健康保険加入の3人世帯の場合で、無収入1人、150万円の給与収入のある方が2人いる世帯の事例でございます。表の一番上、改正前の個人所得課税の計算例でございますが、収入額から給与所得控除額65万円を差し引き、給与収入者の所得を合算すると、所得合計170万円となります。真ん中の改正後の所得課税の計算例でございますが、同じく、収入額から改正後の給与所得控除額55万円を差し引き、給与収入者の所得を合算すると、所得合計190万円となります。収入額を前ページの表の計算式に当てはめ、算定した下の表、条例改正前及び改正後の軽減判定基準額表の改正前の基準額と上記の算定結果を比べると、改正前の計算例では、189万円以下となり、2割軽減に該当しますが、改正後は、189万円を超えてしまい、該当しなくなります。そこで、このような軽減になっており、該当しなくなることを防ぐために軽減判定の基準額の見直しを行う内容となっております。

5、適用開始日ですが、令和3年度以降の国民健康保険税について、適用されるもので、当該年度の7月の本賦課からの適用となります。

6、事業費及び財源でございますが、システム改修の費用を12月定例会で補正予算として提案いたしております、国からの全額補助を見込んでございます。

最後に、これまでの経過と今後の予定でございますが、12月定例会の条例改正の議案及び補正予算の上程を行っております。可決後にシステム改修を行い、新年度4月以降に運営を開始する予定でございます。あわせて、今後、ホームページや広報誌、本賦課時のお知らせなどにより、住民の皆様にご周知する予定としてございます。

議案第72号に係る説明は、以上となります。よろしくご審議お願いいたします。

○阿部委員長 小倉子育て支援課長。

○小倉健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、子育て支援課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.3「補正予算説明書」とNo.5「定例会議案資料」をご用意いたします。

先に、子育て家庭応援事業第3弾の事業内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.5の21ページをお開き願います。

まず、1の事業概要についてですが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、独り親世帯の経済的支援と地元事業者からの商品購入及び地場産品活用に伴う事業者の支援を継続して行うため、「コロナに負けるな！子育て家庭応援パック（第3弾）」を発送するものです。この事業の財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しますが、あわせて、第1弾、第2弾の子育て家庭応援事業における予算の整理を行います。

次に、2の事業内容についてですが、第3弾の送付内容としては、地場産品を中心とした食料品など及び子育て支援や新型コロナウイルス感染症予防に関するお知らせなどを考えております。また、送付対象者や市内の児童扶養手当受給世帯ですが、所得制限等により、支給が停止になっているご家庭にも送ることを予定しており、535世帯を見込んでおります。

次に、3の事業費及び財源内訳についてですが、第3弾実施分として300万円の増額補正、第1弾、第2弾の不用額の調整として114万4,000円の減額補正を行い、事業費として185万6,000円を増額補正するものであります。

なお、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

4の今後の予定についてですが、令和3年1月から2月に物品の入札、発注を行った後、子育て家庭応援パックの梱包、発送を予定しております。

続きまして、補正予算について、ご説明いたします。

説明の関係上、歳出予算からご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.3の11ページ、12ページをお開き願います。

第2款総務費第1項総務管理費第12目諸費の第22節償還金利子及び割引料として、1,812万3,000円を計上しております。これは、右端の事業内訳欄にあります国庫補助金等返還金費ですが、令和元年度の事業で概算交付を受けていた国庫補助金と県補助金について、事業費が確定したことに伴い、返還金が生じるため、増額補正しようとするものです。

続きまして、13ページ、14ページをお開き願います。

第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費として、185万6,000円を計上しております。これは、先ほど、ご説明しました子育て家庭応援事業であります。第3弾実施分として300万円を増額補正、第1弾、第2弾の不用額として114万4,000円の減額補正をしようとするものですが、第10節需用費消耗品費を96万5,000円、第11節役務費、通信運搬費を91万9,000円、第13節使用料及び賃借料の設備使用料をマイナス2万8,000円補正するものでござ

います。

次に、補正予算の歳入予算について、ご説明いたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の第1節総務管理費国庫補助金であります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、185万6,000円の増額補正をしようとするものです。これは、先ほど、ご説明しました子育て家庭応援事業に充てるものでございます。

子育て支援課からは、以上でございます。ご審議について、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長寿社会課長 それでは、続きまして、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、長寿社会課に係る分つきまして、ご説明をいたします。

同じく、資料No.3の「一般会計特別会計補正予算説明書」をご用意いただきたいと思います。説明の都合上、まず、歳出からご説明いたします。

資料No.3の13ないし14ページをお開きください。

第3款民生費第1項社会福祉費第3目老人福祉費第18節負担金補助及び交付金につきまして、敬老行事開催補助金72万円減とするものでございます。これは、例年、社会福祉協議会などが主催し、開催しておりました「高齢者まつり」が、新型コロナウイルス感染予防の観点から、今年度中止されたことに伴うものでございまして、補正予算計上額全額の72万円を減額とするものでございます。

続きまして、その下、第5目介護保険費第27節繰出金につきましては、介護保険事業特別会計保険事業勘定への繰出金823万6,000円を増とするものでございます。この増額理由につきましては、令和3年度の介護保険制度の改正に伴います電算改修や介護給付費の増額を要因としておりますが、この件につきましては、議案第76号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」で改めてご説明をさせていただきます。

続きまして、歳入のご説明に移ります。

同じく、資料の3ないし4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の第1節総務管理費国庫補助金5,601万7,000円減のうち、右の説明欄にあります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,641万4,000円減のうち、さらにこのうちの247万8,000円を減とするものでござい

ます。この減額理由につきましては、独り暮らし高齢者応援パックの事業が終了したことに伴います歳出額の確定による精算でございます。主な理由につきましては、送付対象人数や送付内容、送付物の重量や大きさの確定によるものでございます。

議案第74号の長寿社会課に係る件の説明につきましては、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、生活福祉課が所管いたします生活保護扶助費と東日本大震災災害義援金等について、ご説明いたします。

資料につきましては、資料No.3「一般会計補正予算説明書」と資料No.5「定例会議案資料」をご用意願います。

まず初めに、生活保護扶助費について、事業内容からご説明いたします。

資料No.5「定例会議案資料」の22ページをお開き願います。

事業の概要ですが、生活保護法による医療扶助費と介護扶助費につきましては、生活困窮のため最低限度の生活を維持することができない利用者に対しまして、医療と介護の給付を行うものでございます。医療扶助につきましては、入院者数の増加、介護扶助につきましては、施設入所とサービス利用者が、当初の想定数から増加が見込まれることから、予算額の不足が見込まれますので、不足分について、補正予算を計上するものでございます。

2、扶助の内容でございます。①医療扶助についてです。対象者につきましては、生活保護利用者となります。国民健康保険の被保険者から除外されることとなりますので、その事業費は、全額を医療扶助として負担することになっております。

医療扶助の範囲でございます。記載のとおり、診察、薬剤または治療材料など、6項目の範囲となります。

②介護扶助費についてです。対象といたしましては、介護保険の第1号被保険者及び第2号被保険者の場合には、自己負担となる介護費の1割が介護扶助費から給付されますが、介護保険の被保険者で、健康保険等の医療保険未加入者の場合については、全額給付ということとなります。

介護扶助の範囲につきましては、居宅介護や福祉用具の貸与など、記載のとおりサービスが対象となります。

3、今年度の患者、利用者の状況です。表に記載のとおり、①入院患者数については、当初見込みが597名でしたが、706名と、109人、18%の増となっております。同様に、②介護施設利用者については、23人、13%の増、③介護サービス利用者につきましては、90人、5%の増と見込んでおります。

4、事業費及び財源内訳ですが、医療扶助費が、事業費8,118万3,000円、財源といたしまして国庫支出金6,088万7,000円、一般財源が2,029万6,000円です。介護扶助費につきましては、事業費が1,000万円、財源といたしまして、国庫支出金720万円、一般財源250万円となります。

次に、補正予算について、ご説明いたします。

資料No.3をご用意願います。13ページ、14ページになります。

説明の都合上、歳出から説明いたします。

第3款民生費第3項生活保護費第2目扶助費第19節扶助費に補正額9,118万3,000円を生活保護扶助費と計上しております。内訳といたしまして、医療扶助費が8,118万3,000円、介護扶助費が1,000万円となっております。また、財源につきましては、補正額の財源内訳に記載のとおり、国庫支出金としまして6,838万7,000円、一般財源としまして2,279万6,000円を計上しております。

続きまして、歳入予算のご説明をいたします。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第1項国庫支出金第1目民生費国庫支出金第3節生活保護費負担金6,838万7,000円、内訳といたしまして、医療扶助費負担金に6,088万7,000円、介護扶助費負担金に750万円を計上しております。

以上が、生活保護扶助費となります。

続きまして、東日本大震災災害義援金等について、最初に事業の内容からご説明いたしたいと思っております。

恐れ入ります。資料No.5「議案資料」の23ページ、24ページをお開き願います。

事業の概要でございます。東日本大震災と昨年の台風19号で被災した世帯に対しまして、宮城県の災害義援金配分委員会で示された基準並びに本市の配分委員会の審議結果に基づきまして、義援金を支給するものでございます。あわせて、今回、未支給世帯からの申請がございましたので、今回、支給するものでございます。

2、東日本大震災の配分基準と未支給者支給額でございます。(1)義援金受付団体12次と

宮城県受付11次についてでございますが、表のとおり、左上から人的被害を対象といたしまして、受付団体12次の単価5,000円、件数65件、支給額32万5,000円、一番右側に支給額合計を記載しております。以下同様に、宮城県受付11次も記載しております、この表の一番右下、太枠に支給額合計としまして934万4,000円となっております。

次に、(2)未支給者についてでございます。津波浸水区域の大規模半壊で受付団体の11次と義援金受付10次部分、各3件を合計に、右下太枠にございますように、1万2,000円となっております。

次に、令和元年台風19号の配分基準と未支給者支給額でございます。(1)第3次配分といたしましては、大規模半壊を含む半壊の7件、70万円など、同様に、右下太枠の支給額合計で226万円となっております。

次のページ、(2)でございます。未支給者につきましても同様の記載をしております、右下太枠、合計欄としまして8万8,000円となっております。

4、事業費及び財源内訳でございます。以上の支給額合計1,170万4,000円が事業費となりまして、財源といたしましては、全額一般寄附金の義援金とするものでございます。

5、東日本大震災と6、台風19号のこれまでの1人当たりの義援金配分額を支給対象ごとに記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、補正予算について、ご説明いたします。

資料No.3、13ページ、14ページをお開き願います。

説明の都合で、歳出予算からご説明いたします。

第3款民生費第4項災害救助費第1目災害救助費第19節扶助費に、補正額1,170万4,000円、内訳といたしまして、東日本大震災災害義援金団体受付としまして773万8,000円、宮城県配分としまして161万8,000円、令和元年台風19号の災害義援金としまして234万8,000円を計上しております。財源といたしましては、補正額の財源内訳に記載のとおり、その他一般寄附金として同額を計上しております。

続きまして、歳入予算でございます。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金第1節一般寄附金に1,170万4,000円を計上しております。

以上が、東日本大震災災害義援金等の補正予算となります。ご審議のほど、よろしくお願

いたします。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 続きまして、健康推進課より、議案第74号「令和2年度塩竈市一般会計補正予算」について、ご説明いたします。

まず、防疫関係事業費からご説明いたします。お手元に資料No.3をご用意願います。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、15ページ、16ページをお開きください。

第4款衛生費第1項保健衛生費第2目予防費の防疫関係事業費第19節扶助費159万5,000円の減額、こちらは、妊産婦タクシー助成費に係るものです。令和2年5月臨時会で補正予算をお認めいただきました当事業は、新型コロナウイルス感染症予防のため、緊急的な措置として市内在住の妊産婦に対し、妊婦健診、乳幼児健診等の交通手段として活用できる助成券を1人当たり1万円分交付したものです。申請期間は、6月1日から6月30日までで、チケットの利用可能期間は、令和2年6月1日から12月31日までとなっております。最大利用額を見込んだ予算執行額が確定したため、このたび、決算整理に向け、159万5,000円の減額補正を行おうとするものです。これに伴い、歳入の減額を行っております。

同じ資料の3ページ、4ページをお開きください。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第3目総務管理費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,641万4,000円減額のうち、当事業による減額は、159万5,000円となっております。

続きまして、休日急患運営事業費の2つの事業について、ご説明をいたします。

資料、替わりまして、資料No.5をご用意願います。

27ページをお開きください。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について、ご説明いたします。

こちらは、コロナ禍において、塩釜地区休日急患診療センターで従事してきた職員に対し、県の事業を活用して、慰労金を給付しようとするものです。

事業内容をご覧ください。

県の規定によりまして、対象は、令和2年2月21日から6月30日までの間に10日以上勤務を行った職員に対し、1人につき5万円を支給します。この慰労金は、医療機関を通じて申請、給付を行うもので、他の医療機関に所属し、給付を受けている人は、含まれません。当センターで該当する方は、看護師4名及び事務職員1名の計5名となっております。

事業費及び財源内訳につきましては、事業費が25万円、財源は、全額県の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業を活用します。

今後の事業につきましては、ご覧のとおりとなっております。

次に、28ページをお開きください。

塩釜地区休日急患診療センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業について、ご説明いたします。

こちらは、休日急患診療センター来所者が、共用で使うトイレの手洗い場の水道を自動水洗化し、センサーで水が出るようにすることで接触感染のリスクを減らそうとするものです。

事業費及び財源内訳につきましては、事業費13万5,000円、財源は、全額宮城県医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金を活用します。

今後の予定については、ご覧のとおりです。

ただいまご説明いたしました2つの事業予算の詳細について、ご説明をいたします。

資料、替わりまして、資料No.3の15ページ、16ページをお開きください。

歳出からご説明をいたします。

第4款衛生費第3項病院費第2目休日急患診療費です。10節需用費13万5,000円が、修繕料として塩釜地区休日急患診療センターにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業、水道の自動水洗化に当たります。その下、第18節負担金補助金補助及び交付金25万円が、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金です。

歳入につきましては、3ページ、4ページをお開きください。

第16款県支出金第2項県補助金第3目衛生費県補助金第2節保健衛生費補助金38万5,000円、その内訳が、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金25万円、宮城県医療機関薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金13万5,000円です。

以上が、健康推進課からのご説明となります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○阿部委員長 長峯保険年金課長。

○長峯健康福祉部保険年金課長 続きまして、議案第75号「令和2年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」について、ご説明させていただきます。

前段、国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明させていただきました。関連資料は、資料No.3及び資料No.5となります。資料No.3「国民健康保険税事業特別会計補正予算説明

書」により、ご説明させていただきます。

資料の31ページ、32ページをお開き願いたいと思います。

総括をご覧いただきたいと思います。歳入歳出それぞれ補正額の欄のとおり、342万1,000円を追加し、補正予算後の額を58億3,746万1,000円とするものでございます。

初めに、歳出からご説明いたします。

同じ資料の35、36ページをお開き願います。

第1款2項1目賦課徴収費第12節委託料でございます。説明欄記載のとおり、電算業務委託料として342万1,000円を追加するものでございます。

次に、歳入でございますが、33、34ページをお開き願います。

第6款第2項第1目財政調整基金繰入金から342万1,000円を繰り入れるものでございます。これは、事業費の補助内容が未定であるため、歳入を財政調整基金からの繰入金を計上するものでございます。

議案第75号に係る説明は、以上となります。よろしくご審査、お願いいたします。

○阿部委員長 志野長寿社会課長。

○志野健康福祉部長 志野長寿社会課長 それでは、続きまして、議案第76号「令和2年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」について、ご説明いたします。

同じく、資料No.3「塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書」をご用意ください。

それでは、こちらの資料No.3の37ないし38ページをお開きください。

1の総括でございます。歳入歳出それぞれ5,117万2,000円増の57億4,557万9,000円とするものでございます。この内容につきましては、説明の都合上、歳出から順にご説明いたします。

2枚めくりまして、41ないし42ページをお開きください。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第12節委託料につきまして、404万8,000円の増とするものでございます。これは、令和3年4月以降に想定される介護保険制度改正項目に合わせました電算改修費用を計上したものでございまして、主な内容につきましては、介護報酬の改定や更新認定有効期間の上限期間の延長などに対応させていただくものでございます。

続きまして、1枚めくりまして、43ないし44ページに移ります。

第2款の介護給付費各項目のそれぞれ第18節負担金及び交付金でございます。まず、第1項介護サービス等諸費です。第1目居宅介護サービス費等給付費が2,274万2,000円の減で、訪

問や通所介護サービスの利用控えと思われる傾向から減額とするものでございます。

続いて、第2目施設介護サービス給付費は、5,612万1,000円の増で、1人当たりの給付費が増加傾向にあることによります。

次に、第4目地域密着型介護サービス給付費は、1,352万2,000円の減で、認知症グループホームの開所式が年度後半、こちらの施設につきましては、今月の12月16日開所予定となりましたが、こちらが年度後半となったことによるものでございます。

次に、第3項第1目高額介護サービス費が、1,151万5,000円の増で、申請件数の増加によるものでございます。

次に、同じく、第2目の高額医療合算介護サービス等費は、373万1,000円の増で、こちらも申請件数の増加によるものでございます。

次に、第4目第1項特定入所者介護サービス等費は、1,202万1,000円の増で、サービス利用者の増加によるものでございます。

続きまして、歳入のご説明に移らせていただきます。

資料、戻りまして、39ないし40ページをお開きください。

第3項国庫支出金第1項国庫負担金第1目介護給付費負担金第1節現年度分は、657万円の増で、先ほど、歳出でご説明いたしました介護給付費などに伴います国の定率負担分の増に伴うものでございます。

次に、同じく、第2項国庫補助金第4目保険者機能強化推進交付金は、911万7,000円の増で、これは、高齢者の自立支援、重症化防止等に関する取組状況に応じて、交付の内示があったものでございます。

次に、同じく、第2目介護保険保険者努力支援交付金が、1,100万6,000円の増で、こちら、介護予防健康づくりなどに資する取組の状況に応じて、交付の内示があったものでございます。

次に、同じく、第6目介護保険事業費補助金は、歳出でご説明いたしました令和3年4月以降に想定される改正項目に合わせました電算改修費用に対するものでございまして、国が定めました電算改修の基準額、こちら、340万円でございますが、この2分の1の額170万円定められておりますので、これを計上したものでございます。

次に、第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金第1目介護給付費交付金が、1,272万2,000円の増で、先ほど、歳出でご説明いたしました介護給付費などに係る40歳から64歳の

方々の第2号被保険者の定率負担分の増によるものでございます。

次に、第5款県支出金第1項県負担金第1目介護給付費負担金は、874万6,000円の増で、こちらにつきましても、先ほど、歳出でご説明いたしました介護給付費などに係る県の定率負担分の増に伴うものでございます。

続きまして、第7款繰入金第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金第1節介護給付費繰入金が、588万8,000円の増で、こちらも県と同じように、先ほど、ご説明いたしました介護給付費などに係る市の定率負担分の増に伴うものでございます。

次に、同じく、第2目事務費繰入金は、234万8,000円の増で、これは、先ほど、歳出でご説明いたしました令和3年4月以降に想定される改正項目に合わせました電算改修費用のうち、国の補助金の170万円を除いたものを計上したものでございます。

なお、この第1目の588万8,000円と第2目の234万8,000円の合計の823万6,000円が、先ほど、議案第74号でご説明いたしました介護保険事業特別会計繰出金の受入額と款項目となります。

次に、同じく、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金第1節財政調整基金繰入金が、692万5,000円の減で、歳出の電算改修費用や介護給付費の増に伴います定率の塩竈市の負担分の増はあったものの、歳入の保険者キノウ推進交付金などの歳入増加分が歳出分を上回り、現在の予算額に収支が改善したことによるものでございます。

以上、議案第76号の説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、生活福祉課から、議案第81号「塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の指定について」、ご説明いたします。

資料No.1「定例会議案」と資料No.5「定例会議案資料」をご用意願います。

まず初めに、資料No.1「定例会議案」の6ページをお開き願います。

この議案につきましては、提案理由に記載のとおり、塩竈市障害児通園事業施設、通称ひまわり園の指定管理者候補者として選定した団体を指定管理者に指定しようとするものでございます。指定する団体につきましては、2番に記載されておりますとおり、利府町の認定NPO法人さわおとの森で、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

それでは、指定管理者候補の概要を説明いたしますので、恐れ入ります、資料No.5「定例会議案資料」をご用意願います。

38ページになります。

塩竈市障害児通園事業施設の指定管理者の概要について、ご説明いたします。

1、団体名につきましては、今、申し上げたとおり、認定NPO法人さわおとの森、所在につきましては、利府町でございます。

3、役員は、理事長をはじめといたしまして、記載のとおり、合計21名となっており、法人の職員は、83名でございます。

5、法人設立の目的につきましては、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重し、創意工夫をすることによりまして、利用者が、自立した生活を地域生活において営むことができるように支援することとなっております。

6、主な事業については、障がい者と障がい児に対する各種福祉サービスの事業とその家族等への支援を行う事業の2つとなっております。

7、法人の主な経過といたしましては、平成17年10月、特定非営利活動法人さわおとの森を設立、平成20年10月には、今回、指定をしようとしております本市のひまわり園の指定管理者として運営を開始し、平成25年4月には2期目、平成30年4月には3期目の指定管理者となっております。この間、平成25年7月に認定NPO法人に認定されております。

8、令和元年度の財務状況並びに9、主な事業実績については、記載のとおりとなっておりますので、ご参照ください。

続きまして、39ページでございます。

39ページには、審査結果について、記載しております。

1、経過でございます。令和2年6月25日に第1回選定委員会を開催し、選定基準等の確認を行い、7月1日から9月18日まで募集要項の公開、配布並びに募集を行っております。この間、認定NPO法人さわおとの森1者が申請を出してございまして、受理しております。9月30日には、公開プレゼンテーションとヒアリングを実施いたしまして、その後第2回選定委員会におきまして、審査の結果、認定NPO法人さわおとの森を指定管理者の候補者に選定するところでございます。

2、審査概要でございます。指定管理者候補者を選定するために、設置要項に基づきまして庁内外5名で組織いたしました選定委員会を設置しております。応募書類、事業者からの提案内容説明や質疑応答の結果を踏まえまして、先ほど、申しました第2回選定委員会で評価要領に基づき、採点したところでございます。審査につきましては、審査基準項目14項目を

5段階で評価することにより行い、合計100点満点、中に重点項目ということで5段階評価したものを2倍という点数をつける項目があります。ということで、合計100点満点といたしまして、選定委員の5名の平均70点以上を指定管理者の候補者としての選定基準といたしております。

3、審査結果でございます。選定基準である平均70点を超えまして、77点を獲得いたしました認定NPO法人さわおとの森を候補者に選定しております。

4、評価のポイントでございます。まず、1点目といたしまして、この法人は、平成20年10月から3期にわたり、ひまわり園の指定管理者として施設管理を行ったという実績、今後の利用者の満足度向上の取組といたしまして、土曜日の開園など、法人の独自事業の提案がされまして、利用者のニーズに対応したサービスの提供が期待できるということ、2つ目といたしましては、障がい児の発達支援のため、臨床発達心理士及び障がい児並びに家族等へのきめ細やかな支援が提案され、障がい児への総合的な療育支援が期待できること、3番目としましては、当法人が、ほかの事業所、サービス事業所などを運営し、安定した経営が図れるということ、4番目といたしましては、有資格者の人材確保ができるということとその職員の研修が実施されており、事業計画に沿った管理を安定的に行う人的能力を有していることなど、記載の5点が主な評価でございます。

なお、次のページにつきましては、各審査基準項目の評価点数、以降、47ページまで募集要項、57ページまで仕様書を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第81号については、以上となります。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○阿部委員長 ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。再開は、10時50分といたします。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。伊藤委員。

○伊藤委員 おはようございます。

指定管理のところで伺いをいたします。

この指定管理を受けているさわおとの森さんについては……。

○阿部委員長 資料No.をお願いいたします。

○伊藤委員 資料No.5です。38ページからですね。久しぶりだったので申し訳ございません。

ここに選定している事業所については、多分事業者の候補者としては、私はすばらしい事業者だと思っているんです、昔から知っているものですから。それをわざわざ塩竈に来ていただいたという経過は知っていますので、そういった点では認定されることは当たり前なんだろうなと思いますが、ただ一つ、指定管理の期間が、だんだんだんだん長くなってきたときにやっぱりお互いに慣れっこになってくるんだね、行政側も安心して任せればいいんだみたいな。だけれども、一方では、やっぱり事業者の方々の能力を最大限生かしてもらうためには、行政側があまり関わりを持たないほうがいいということもあるので、その辺のところのバランスというものをいつもやっぱり緊張感を持ちながらやっていくと、いろいろ今トラブルになっていることも含めて、やはり将来、なくなるような状況にできるのではないかと見ているわけね。指定管理を行っているほかの施設を見たりしていると、あまりにも行政が関わりを持ち過ぎている部分もあったりするわけ。その辺のあんばいというところを今、どのようにお考えになっていて、今回、この評価点なりなんなりがあるんだけど、そういう部分でもどのように評価していったのか、担当者のご意見を伺えればと思って。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 指定管理者との関わりと選定のポイントということだと思います。

まず、これまで3期にわたりまして、同じ法人に指定管理ということで施設の運営をお願いしているところでございますが、基本的には、管理者を選定し、協定を結んで、仕事をお願いした後につきましては、こちらから特段の指示とか、そういったことは、必要以上には行っていない状況でございます。先ほど述べたように、数多い専門の有資格者を擁しておりますし、そういった中で、ほかの事業所も数多く運営されている法人でございますので、そういったノウハウを十分に発揮していただくようにということで、必要以上のことについては、あまりこちらからは、話はしていない。ただ、年に1回、保護者の方のご意見とか、事業者も交えての意見交換の場というのを設けて、それは、次年度の施設運営に生かしていけるようにということで開催をしておりますが、そういったところでございます。そういったところが、40ページにございます評価点数というところで、例えば、5番目の利用者の満足度でありますとか、あとは7番、実施体制というところで、あと9番の有資格者の確保ですかね、

そういったところで見たところでございます。

以上でございます。

○阿部委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後になるんだけど、指定管理者にしていって、これから役所というのは、指定管理者の選定もしながら、やっぱり住民、それから、事業者とパートナーという形で協働してやっていくということが必要になってくることを前提に話をするんだけど、そうなってきたときに役所側にこれが正しいのかどうかという判断をする、要は、昔は全部役所でやっていたいから、役所に指導者的な技術を持っているような人がいたんだね。それをただ任せっきりになっていると人材がいなくなってくるわけだよ。その部分を、要は、何か起きたときに判断するとき、行政の視点で何とか円満にという形でやってしまうと、やっている事業者としてみると、いや、ちょっと違うなというところがあると思うのよ。そういうことがあるので、その辺のところの育成とかをしなければいけないと思うから、できればこういう事業者側が、今、やっているところに職員が若干交流してみたりとか、その1人のスタッフのような形でだよ。ちょっとはそういうふうなことが、やっぱり今後、必要になってくると思いますけれども、ただ、それを思いつきではなくて、指定管理にするとことが、全庁的になっていくので、ぜひ、そういうルールみたいなものを役所の中にも定めながら人材育成もしていくことが必要ではないかというのが、今回の目的なんだけど、その点、ひとつ特に障がい者の部分というのは、親も子供も大変な部分があるわけだから、そこを支えていくということで考えれば、役所がそういう認識を深めて、努力していただければと思ったところでございます。よろしくをお願いします。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 ありがとうございます。

本市だけではなく、二市三町の担当者や事業者も交わりまして、定期的にそういった情報交換でありますとかを開催しておりますし、そういったものを今後、なお充実させていくということ、あとは、今回、選定委員会の中で、外部委員ということで利府支援学校の先生にも参加していただいております。そういった方の意見なんかも聞きながら、今後、取り組んでいきたいなと思います。

以上でございます。

○阿部委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 補足させていただきます。指定管理者の制度につきましては、私も大変危惧しているところがございます。どんどんどんどん役所からアウトソーシングされていて、任せっきりという状態が、やはり多くなっているだろうと捉まえています。そうなったときに、やはりチェックする側のほうが、チェックできなくなっているという現状があります。これは、塩竈市役所に限らず、いろんな行政でも見受けられる事例でもございますので、しっかりと指定管理に決まったところと私も含めて市役所が、意思の疎通がしっかりと図れるように、そして、こういう形で議会の皆様方の同意を得るわけでございますので、得られたときに再度また、指定管理に決まったところと私どもと意見交換の会を開かせていただいて、お互いの問題点なり疑問点なりを胸襟を開いて話合いができるような仕組みをつくらないと、お互いが、今、伊藤委員ご指摘のとおり、なあなあになってしまうところもありますので、しっかりとそういう仕組みをつくらせていただいて、皆様方の不安なところに対して、しっかりとお応えできるようにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○阿部委員長 伊藤委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほかございませんか。ありませんか。小高委員。

○小高委員 お疲れさまです。

私からも何点かお伺いさせていただきます。

主には、資料No.5をひもときながら、ちょっとお聞きをしていきかけたのですが、まず、16ページのところと資料No.3の妊産婦タクシーの関係でちょっとお伺いをしたかったんですが、先ほど、ご説明いただいた中で、タクシーの助成の関係で、その減額分について、歳入の関係でご説明いただきました。資料No.3の3ページ、4ページの第15款第1項第1目のところですかね。地方創生臨時交付金の減の中で、その部分は含まれているようなお話だったんですが、ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしてしまったので、そういった受止めでもよろしかったでしょうか。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 委員おっしゃるとおり、先ほど、ご説明いたしました資料No.3の第15款国庫支出金第2項第1目総務管理費国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,641万4,000円の中で、この妊産婦タクシーの減額が、計上されているというものになります。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

それで、資料No.5の、先ほど、たまたまパラパラとめくってございまして、16ページのところに地方創生臨時交付金、ちょっと所管の資料とは違うのかも分かりませんが、ここに臨時交付金3,641万4,000円の減額ということで載っております、この中にタクシーの関係の減額分がちょっと数字として見当たらなかったものですから、どういう考え方になるのかなと、ちょっとそこだけ教えていただければと思います。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 妊産婦タクシー助成券配付交付事業についてですけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで計上がされておりますが、すみません、確認の後、回答申し上げます。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。後ほど、教えていただければと思います。

それで、同じ資料No.5のところから22ページの生活保護扶助費の増についてだったんですが、扶助費の増ということで、中身を見させていただくと、特に生活保護を受ける方そのものというよりは、その中身として医療、あるいは、介護という部分が大きく増えているというようなことだったように思いますが、その要因としては、やはり高齢化に伴うものなのかなという思いがあるんですけれども、そのほかにちょっともう少しご説明いただければと思います。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 一番大きい要因といたしましては、やはり生活保護利用者の高齢化というところがあります。保護受給者のうちの約7割ほどの方が65歳以上ということになっております。ですので、年々やっぱり医療負担に係る割合も増えてくるということ、あとは、割合が増えてくると当然高額医療に係る方の割合も増えてきますので、それで今回、増額となった要因でございます。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。なかなかその65歳以上の方で、そういった方が7割以上ということで、生活保護にとどまらず、様々な仕組みというところで考えてい

かなければいけないなということで受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

それと、先ほど、伊藤委員からもご指摘ありました指定管理者の関係で、私からも少しだけお聞きをさせていただければと思います。

38ページ以降のところになります。

それで、指定管理の期間の考え方だったんですが、5年、あるいは、3年というところで、これまでいろいろあったかとは思いますが、その期間の考え方をちょっとご説明いただければと思います。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今回、3年間とさせていただきましたが、塩竈市でつくっております指定管理のガイドラインと申しますか、そちらでは、一般的には5年、全国的にも5年というのが多いようになっているようでございます。

その中で、今回、3年としたという理由につきましては、こういった障がい児の施設、サービス事業施設につきましては、塩竈市内のニーズが年々高まっております。利用者と事業所などと年1回意見交換をする場というのを先ほど、申し上げましたが、その中でも、施設が現状ではちょっと手狭になってきたかなとかという声があります。それを今回、第2期の障害児福祉計画を今、策定しておりますので、それに合わせまして、それが3年間なんですけれども、その間、ニーズ調査等を行いながら、進めていきたいと思ひまして、3年間としたところでございます。

以上です。

○阿部委員長 小高委員。

○小高委員 5年、3年というところの考え方については、理解いたしました。

ただ、様々、指定管理そのものの期間の長さの考え方ですとか、そういったものもいろいろあるかと思いますが、一方で、やはり障がいを持ったお子さんを預かるというところにつきましても、やはり環境の激変に対して非常に敏感というか、そういった考え方があったりですとか、そういった中で、仮にお1人のお子さんが在園中に大きく環境が変わってしまうということが、なかなか難しさがあるんだろうというあたりの考え方もございましたので、なかなか何年がぴったりなんだというのは、難しいんだと思ひますが、ぜひその辺につきましては、期間という考え方においても、ぜひ留意していただければなと思ひてございます。

それで、最後、1点ですが、今回、こういった形で選定基準項目、あるいは、評価点数とい

うことで拝見をさせていただきました。それで、先ほどのご説明の中で、利府支援学校の先生ですとか、そういった方々も含めて、こうした中で評価をいただいたということだったんですが、39ページの評価のポイントとして、やはりこのご時世ですので、感染防止対策についても一定の評価のポイントとして入っているなということで見させていただいたんですが、今後、例えば、一定の選定基準ですとか、あるいは、求める仕様の中で、感染対策というものが、位置づけられるような、そういった流れがあるのかどうか、ちょっとその辺だけ、教えていただければと思います。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 今回、提案されましたこの議案について、お認めいただけた後は、スケジュールといたしまして、来年の3月までの間に協定を結ぶようになっております。その中で、こういった現状も踏まえ、また、今後新たなこういった緊急的なのというか、そういった対応というのも協定の中に盛り込めるようにちょっと工夫をしたいなどは、感じております。考えております。

以上です。（「お願いします」の声あり）

○阿部委員長 よろしいですか。そのほかございませんか。小野委員。

○小野委員 私も特別はないんですけれども、資料No.5の、先ほどもあった38ページの指定管理者のところについてですけれども、選定委員会というのがあって、市職員と外部有識者というところなんです、いろいろそのプレゼンをするときは、その前もいろいろ出されていると思いますけれども、この選定委員とか、市職員の方が、今回3期目ですけれども、5年間という期間、どうしてもひまわり園の実態というか、何かを出させるだけじゃなくて、どういったその職員の動きだったり中身だったりをしっかりと分かっていて、この項目に対して選定で点数をつけているのか。ただ単にその時期に来て、いろんなものを出されたことに対して、いろいろその方々が、今まで経験とか、見た感じの部分に点数をつけるのか、その辺は、この5年間という期間にそういう選定委員となっている人というのは、指定管理者のその施設をやっているところに情報交換ということで、しっかりと子供たちについては、そういった状況も見ていなければ、やっぱりこの役目というか、そういったところを果たせていないのではないかなと思いますけれども、その辺、どういった状況でしょうか。

○阿部委員長 吉岡生活福祉課長。

○吉岡健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 選定委員会の中で、情報を共有した

というところになるんですが、先ほどから話を出しております年1回の意見交換の内容でありますとか、あとは、事業所で、法人で、年に1回自主的に評価をするということもありません、そういった情報なんかも基にしまして、その選定委員会で審査しておるところでございます。

○阿部委員長 小野委員。

○小野委員 その情報ではなくて、やっぱりいかにその現場を見ているかというのをやっぱり子供たちというか、職員たちとのきちっとした対応というか、ふだんの本当のそういったきちっとした動きをしっかりと把握ではないですけれども、こういうところも行うんだとか、こういうところも今から課題なんだとか、やっぱりしっかりとそういったところも見えるような、そういったこととしていって、このような評価というか、また、次の5年間の課題なりなんなりをしっかりとそこで共有というか、お話ししながらというのも大切だと思うので、先ほどもありましたけれども、その辺もただ単にここだけ、1か所だけというのもいいんですけれども、その中でしっかりとした課題なりなんなりをしっかりと現場に入って、目で見て声を聞いて接してみてというか、そういったものも非常に大切だと思いますので、その辺、何かひとつ検討していただきたいなと思っていました。

○阿部委員長 阿部健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 今回、私、ひまわり園の選定の委員長をさせていただきました。私、このひまわり園は、たまたまといっちはあれですけれども、藤倉保育所のすぐ隣に併設されておりますので、私も藤倉保育所に行った折には、必ずひまわり園にも寄らせていただいて、先生方とお話をさせていただいているところでございます。

それから、選定委員になっております課長たちにつきましても、これは、藤倉保育所と一緒に避難訓練とか、その他のいろんな、例えば、不審者が来たときの対応の訓練だとか、そういったものを施設と一緒にやっておりますので、課長等もひまわり園の先生方、ひまわり園の体制とは常に接しているところでございます。

一方、施設との接点は、そんなになくとも、今度は利用している障がい者の方々と健康推進課、あるいは、生活福祉課とのユーザーとの接点というものが課長たちはございますので、そういった視点から十分な知見を持ってひまわり園の選定に当たらせていただいたと考えております。

以上でございます。

○阿部委員長 小野委員、よろしいですか。そのほかございませんか。櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 恐れ入ります。先ほどの小高委員のご質問にお答えいたします。

まず、大変申し訳ございません。おわびと訂正を申し上げます。

この妊産婦タクシー助成金交付事業ですけれども、財源に関しまして、ご説明に誤りがありました。この財源は、一般財源ということになってございまして、このコロナウイルス関連の交付金は、使用していないということでございます。大変申し訳ございません。5月臨時会で補正予算を計上した際に、まだ臨時交付金の額がはっきりいたしませんで、一般財源で予算化した経緯があったということで、大変申し訳ございませんでした。ですので、歳入に関しては、この減は、交付金に関して関係はしないということになります。申し訳ございません。

○阿部委員長 小高委員、よろしいですか。それでは、次に。辻畑委員。

○辻畑委員 今の妊産婦タクシーの件について、1つ教えてください。

ほかの資料では、当初の300人に対して対象者が186人で、結局、利用の数が少なかったようで、これくらいの159名になるということで残ったような形ではあったんですけども、実際、先ほどの説明ですと、1人1万円で6月に受付をして、実際に使う期間が、6月1日から12月31日ということでしたが、もう少し、子供さんの状況によっては、例えば、6月30日近くに本当に妊娠が分かってという方は、12月31までとするとおなかにまだいるときですか。それとも、生まれたばかりの時期ですか。そういう科学的な、皆さんが同じようにタクシーを使うと、安心して生まれたばかりの赤ちゃんをということで移動するということは、安心だと思いますが、そういう根拠が、あったでしょうか。

○阿部委員長 櫻下健康推進課長。

○櫻下健康福祉部健康推進課長 妊産婦タクシー助成費の減額についてのご質問ということで、この制度設計につきまして、6月30日までの申請期限、そして、チケットの利用期限が12月31日までということで、多くの方々に対してのニーズに合ったものだったのかどうかという趣旨であるかと思えます。

こちらの事業制度設計をするに当たりましては、まず、妊産婦の方に安全に妊婦健診ですとか、あるいは、お子様が生まれた時点では、乳幼児健診ですとか、そういったものに行くのに感染拡大防止の手だてとしてタクシーをご利用いただければということで考えた制度でございました。そして、制度設計した時点では、コロナが、感染拡大のピークであった時期か

とも思います。それが収束するものかどうか、はっきり分からない状態での制度の設計でございましたが、まずは、6月までの間にこのタクシー券を配付をして、そして、まずは、安全にタクシーを使って病院等に通院してもらいたいということで、妊婦の方でも産婦の方でも使えるようにということでの制度でございました。

委員おっしゃるように、やはりおなかに赤ちゃんが入っている間、まだ妊娠中期とかですと車を運転して自分で自由に動けるといふ方は、実際にもございます。アンケートを見ましたけれども、やはり妊娠後期に使いたかったとか、生まれてからのほうがもっと使えるんじゃないかというご意見も確かに頂戴はしております。今回、初めての事業でございましたので、このような意見をいただきまして、初めて私どもとしてもいろいろなニーズが人様々あるということ認識した次第でございますので、今後、こういったご意見などを生かしながら、今後の施策を考えてまいりたいと思います。

○阿部委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

収束がつかない今ですので、ぜひ安心して産んで育てられる、そういう環境をつくるためによろしく願いいたします。

以上です。

○阿部委員長 そのほかございませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時18分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第72号、第74号ないし第76号、第81号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○阿部委員長 挙手全員であります。よって、議案第72号、第74号ないし第76号、第81号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

これより、請願審査を行いますので、関係者以外の方は、退席していただいて結構です。ご苦勞さまでした。

午前11時19分 休憩

午前11時23分 再開

○阿部委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第3号「国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願」を議題といたします。

事務局に請願文書表を朗読させます。議事調査係、平山主査。

○平山議事調査係主査 それでは、請願文書表を読み上げいたします。

令和2年12月8日 塩竈市議会定例会請願文書表。

番号、第3号。

受理年月日、令和2年12月2日。

件名、国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願。

請願項目。

下記の項目について、塩竈市議会に請願する。

1つ、塩竈市において、国民健康保険加入世帯の18歳未満の子供について、国民健康保険税算定時の均等割分について、減免する制度を創設すること。

請願の趣旨。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障する仕組みである。国民健康保険制度は、国民皆保険を下支えする最後のセーフティーネットとなっている。国民健康保険税の均等割は、他の公的保険にはなく、家族の人数が保険料の算定に使用されている制度である。収入のない子供を国民健康保険税の算定に入れることは、子育て中の世帯には大きな負担を課す制度となっていることから、減免制度を創設し、負担軽減を実行すべきである。

子ども・子育て支援は、令和2年度市政運営の基本方針において、若い世代の方々が、安心

して子供を産み育てられ、子供たちが大きな夢を抱いて世界に羽ばたけるまちとなるよう、全力を尽くしてまいりますと述べられている。まさに子ども均等割減免制度の創設は、子育て世代の経済的な負担を軽減するものであり、塩竈市において、国民健康保険加入世帯の18歳未満の均等割を減免する制度の創設を求める。

提出者住所・氏名、塩竈市錦町16の5、塩竈市の国保を良くする会会長。

紹介議員、伊勢由典議員。

以上であります。

○阿部委員長 請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 民生常任委員会の皆さんには、早朝からの議案の審査、大変ご苦労さまでございます。

引き続き、請願第3号「国民健康保険税の子ども均等割の減免制度創設を求める請願」ということで、提出をされております。今般の請願については、塩竈市において、この請願趣旨にあるとおり、国民健康保険の世帯の18歳未満の子供さんについて、減免をしてほしいと、簡単に言うと、平たく言うと、均等割について、減免の制度を創設することという趣旨になっているかと思えます。

今回、やはり減免制度について、時期について、あれこれというのは、趣旨には書いておりませんし、今、実際に減免を施行しているということも含めて、いずれは、子供さんのそうした減免制度について、政策的に検討の余地が出てくるのかなと思えます。

したがいまして、今回の請願について、ぜひ審査を賜り、そして、採択していただければなお幸いですので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○阿部委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 請願趣旨についてのご説明をいただきました。ありがとうございます。

それで、先ほど、ご説明でもいただきましたとおり、今回、請願第3号ということで、この間、様々議論を経た上でこういった形になったのかなと思ってございまして、1つには、この子供の均等割の軽減というところにつきましては、前の請願から始まりまして、一般会議ですとか、そういった中で、なかなか今までなかったと言うとあれなんです、請願者の方とも率直な意見交換というものもできた中で、一つの落としどころとしてこういう請願という形になったのかなと受け止めてございます。

それで、先ほど、紹介議員の方からご説明があったとおり、1つには、時期というものは、

特に切られているものではないと。あるいは、その一般会議の中で、主に財源の部分で議論が大きかったかと記憶をしてございますが、そういった部分についても非常に幅広く考えながらぜひ取り組んでいただきたいということで、この中身になったのかなと受け止めております。

そういった意味では、こうした請願趣旨を踏まえて、議会として様々できることがあるかと思いますが、1つには、例えば、今後の国民健康保険の財政の収支を見通しながら、一定様々な考え方があるかと思いますが、財政調整基金の推移等々も見ながら、一定実行していくような考え方も一つ考え方としてはあるでしょうし、または、一方で、国民健康保険の運営協議会等でも議論がございましたとおり、国、あるいは、県の動向というところで一定具体的な文言があった中で、そういったところでの財源が、一定担保されるのかなというものもあるというようなことで受け止めているわけですが、1つには、しからばということで、私もいろいろ調べてはきたんですが、国でそういった子供の支援というところについて、一定言及はあったかと思いますが、一方で、概算要求ですとか、そういった具体的な話というところには、まだなっていないということで、決議、あるいは、そういったものを意見書で後押ししていく取組も含めて、そういったものというのは、様々議論の余地はあるのかなと思ってございます。

請願者の趣旨としましては、当然、こういった減免制度というのは、創設して実施をしていくのが本市になるわけでありますので、そうした点で本市にこうした制度の創設を求めるというのは、非常に分かりやすい請願なのかなと受け止めてございますので、私としては願意を受け止めてもいいお話なのかなと思ってございます。

以上でございます。

○阿部委員長 そのほかございませんか。小野委員。

○小野委員 この請願は、まず、昨年12月にも出されたというか、ほぼ同じ趣旨なのかなという、そういったところで受け止めておりますけれども、前回出されたときも、1年間という、いろいろやってきて、私も県とかに行きまして勉強とかをさせていただきながら、いろんな公費の扱いみたいなものもしっかり聞いてきたわけですが、県と国でもやっぱりこういった点は、検討もしているし、どうするかというところもきちっと今、しているところということも前回もお話をさせていただいて、県、国の動向を見ながら、やっぱり進めるのが一つではないかということで、お話をしたところでございます。

前回、出して取り下げて、また、こういったものが出てきたんですけれども、もう少ししっかりと県、国の動向、または、こういったものを塩竈市で創設というものは、大変厳しい部分もあるということで、当局からのお話等も前回聞いておりますので、そういったところを踏まえて、もう少ししっかりとまとめて、やっぱり塩竈市じゃなくて県、国にしっかりとそういったものを訴えていくのも一つではないかと思っておりますので、私は、そのような考え方でおりますので、よろしく申し上げます。

○阿部委員長 そのほかございませんか。西村委員。

○西村委員 今回の請願については、前回と同じような形で出されております。宮城県でも厚生労働省に確認したところ、それについては、対応を検討している、また、調整中であるという県からの答えもいただいている中で、果たしてこれだけのことをそういう答えをいただいている中で、委員会としてどう採択するかという、採択までは、行かないのではないかなと思う気はします。

ただ、私個人的にちょっと聞きたいなと思ったのは、こういう請願が出ている中で、そういう国民健康保険に加入している18歳未満の子供がいる世帯の中からこういう要望、下げてくれという要望があったのかどうか、そういう統計を取られたのかどうかも含めてお聞きしたいなと思っていましたので、その辺をよろしく申し上げます。

○阿部委員長 伊勢議員。ちょっとお答えを。

○伊勢議員 残念ながら私、18歳の子供がいませんので、要望があったのかどうか、わかりませんが、ただ、例えば、実際にそういう制度に取り組んでいる自治体もございますので、そういうところの取組などもやっぱり参考にしていただいて、子育て世代の親御さんの願い、思いということで平たく受け止めていただければよろしいのかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○阿部委員長 西村委員。

○西村委員 ただ、どうしても付度されてこのようにした方が喜んでいただけるという思いが十分伝わっています。ただ、実際にそういう子供さんがいらっしゃる家庭の中で、本当に困窮していらっしゃる、8人に1人が困窮世帯と言われている中で、これさえ下げてくれたら何とかかなという方がいらっしゃるのか、そういう意見を取りまとめて、市民の声がここまで来ていますと。ただ、あるからこのように使ったらどうでしょうかというのではなくて、きちっとその辺付度だけではなくて、その地域の親御さんの声をきちっと伝えていただいて、

実は、これだからこうだというものがあれば説得力があるんですけども、ただ、ちょっとなかなか難しいのかな。また、国、県でも対応は調整中であり、検討中であるとするれば、そこはお任せするのが一番いいのかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○阿部委員長 そのほかございませんか。辻畑委員。

○辻畑委員 国民健康保険の本当の加入と比べてかなり高い中で、実際に仙台市と石巻とか、減免を行ってしまして、今度は、亘理町が全額免除ということになっています。赤ちゃんが生まれてオギャーとなったときから、この税金の対象になるという、本当にひどいものではないかなとは思っています。

ということで、この請願が出されていましたが、皆さんも同じように子育て、経済的な負担を軽減したいという皆さんの同じような思いだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部委員長 そのほかご発言、ございませんか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午前11時37分 再開

○阿部委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第3号は、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○阿部委員長 挙手少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を終了いたします。

午前11時38分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 阿部 かほる